

符号	図面名
【建築工事図】	
A-01	図 面 リ ス ト
A-02	建築（改修）工事特記仕様書 1
A-03	建築（改修）工事特記仕様書 2
A-04	建築（改修）工事特記仕様書 3
A-05	建築（改修）工事特記仕様書 4
A-06	建築工事特記仕様書 通補
A-07	建築改修工事特記仕様書通補（その2）
A-08	建築改修工事特記仕様書通補（その3）
A-09	分別解体仕様書（1）
A-10	分別解体仕様書（2）
A-11	アスベスト解体標準仕様書
A-12	附近見取図 敷地内配線図
A-13	（改修前）北面ブロック層改修 早・立面、断面
A-14	（改修前）北面ブロック層改修 早・立面、断面

改修工事仕様書

1. 工事概要 松山商業高校ブロック改修工事
1 工事場所 松山市旭町
2 敷地面積 26,181.09 m<sup>2</sup>
3 工事種目 改修

2. 建築工事仕様 (平成31年改正)
1. 用途・用途
2. 構造
3. 基礎
4. 躯体
5. 屋根
6. 外装
7. 内装
8. 設備
9. 電気
10. 機械
11. 衛生
12. 消防
13. 防犯
14. 防災
15. 環境
16. その他

3. 特記付加事項
1. 仕様
2. 材料
3. 施工
4. 検査
5. 納期
6. その他

Table with 4 columns: No., Item, Description, and Remarks. Contains detailed specifications for construction items like foundation, walls, and interior finishes.

Table with 4 columns: No., Item, Description, and Remarks. Contains detailed specifications for construction items like roof, exterior, and interior finishes.

Table with 4 columns: No., Item, Description, and Remarks. Contains detailed specifications for construction items like roof, exterior, and interior finishes.

Table with 4 columns: No., Item, Description, and Remarks. Contains detailed specifications for construction items like roof, exterior, and interior finishes.







# 建築工事特記仕様書 追補

## 発生地の地理等

- ① (建設副産物の適正処理)
 

建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進条例(平成14年5月31日付国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。
- ② (建設副産物の利用)
 

建設副産物の再利用については、適正に実施すること。  
建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。
- ③ (建設副産物の搬出)
 

建設副産物の搬出については、別表-1により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記①、②、③によること。  
受入れ場所等との協議等、他の受入れ場所へ搬出が必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。

別表-1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第5項の規定による特定建設資材の地理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。

- 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所へ搬出すること。
  - (1) 土砂(流用)
 

場 所: 東進市田原  
工事名: 田原市工業団地整備工事  
受入時間: AM 8:00 ~ PM 17:00  
また、運搬距離は、11.4kmを見込んでいます。
  - (2) 土砂(処分)
 

処理場の名称を受けた特定事業場等(下記参照)  
【建設現場】 特定事業場 <https://www.prof.ahime.jp/h15700/dosya/jourei.html>  
管理型処分場 [https://www.prof.ahime.jp/h15700/ma/00/sanpai\\_me.html](https://www.prof.ahime.jp/h15700/ma/00/sanpai_me.html)  
(処分方法が「埋立」又は「管理型埋立」であり産業廃棄物の種類が「汚泥」の処分場に限る)
- 建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいます。
  - ① コンクリート塊
 

事業所名: (株)松山環境サービス  
営業時間: AM 8:00 ~ PM 5:00  
また、運搬距離は、10 kmを見込んでいます。
  - ② アスファルト・コンクリート塊
 

事業所名: オオノ開発(株)  
営業時間: AM 8:00 ~ PM 5:00  
また、運搬距離は、約 3kmを見込んでいます。
  - ③ 建設発生土・伐採樹木
 

事業所名: 〃  
営業時間: AM 〃 ~ PM 〃  
また、運搬距離は、kmを見込んでいます。
  - ④ 建設汚泥
 

事業所名: (株)松山環境サービス  
営業時間: AM 8:00 ~ PM 6:00  
また、運搬距離は、10 kmを見込んでいます。
  - ⑤ その他
 

〃 腐りかけ、混合廃棄物 〇がれきり、硝子、陶磁器類、蛍光灯管、石膏ボード  
事業所名: (株)松山環境サービス  
営業時間: AM 8:00 ~ PM 5:00 AM 8:00 ~ PM 5:00 km km km km  
また、運搬距離は、10 km km km km  
を見込んでいます。

※ 上記1の(2)で搬上見込んでいる場所と2については、受注者の提示する場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- ① 処理計画書
 

受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書(別添様式)を提出し、監督員の承認を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。
- ② 受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。
  - (1) 産業廃棄物処理委託契約書(写)
  - (2) 処理業者の許可証(写)
  - (3) 預め、保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真
- ③ (1) 受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等(搬出車両の車検番号、数量等を明示した積荷状、処分先への搬入状状等)の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、1週間毎に監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、工事施工後、①(1)の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に賛同を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類等にマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認しなければならない。また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。
- (4) 受注者は、工事施工中においては、①(1)の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は、返されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。
- (5) 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はE票の写し、電子マニフェスト使用の場合は、情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を監督員まで提出しなければならない。ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、受注者が認める場合には、D票の写し、または処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分終了後、確認出次票、遅やかにE票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。
- ④ 資源循環促進法について
 

本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場へ搬入する場合(中間処理施設を経由する場合を含む。)は、資源循環促進法が適用されるので適切に処理すること。

- 4 (再生資材の利用、建設発生土の利用)
 

1 受注者は、別表-2の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。なお、再生資源の搬入にあたっては、別表-3によること。
- 2 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【(公社)日本道路協会発行】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別認定品質基準(案)等を遵守し、適切な品質を確保するため再生処理施設において、高圧の検証を行わなければならない。
- 3 再生資材の品質等により利用が困難な場合は、及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。  
別表-2

	規 格	使用場所
再生加熱アスファルト混合物	密粒質アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径 2.0mm又は1.3mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の覆層に使用する。
	粗粒質アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径 2.0mm又は1.3mm アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する 場合には使用しない。)
再生資材	再生粗粒砕石 (RC-2.5)	アスファルト安定処理 層に使用する。
	再生砕石 (RC-4.0)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	管線の埋め戻し材料に使用する。

別表-3

- 再生資材の搬入については、次の場所へ搬入すること。
- (1) 再生資材
 

〃 粒状調整砕石(RC-4.0):  
事業所名: 〃  
営業時間: AM 〃 ~ PM 〃  
また、運搬距離は、kmを見込んでいます。
  - (2) 土砂
 

場 所: 〃  
工事名: 〃  
搬出時間: AM 〃 ~ PM 〃  
また、運搬距離は、kmを見込んでいます。
  - (3) その他
 

場 所: 〃  
工事名: 〃  
搬出時間: AM 〃 ~ PM 〃  
また、運搬距離は、kmを見込んでいます。

- 5 (特定建設資材の分別解体及び再資源化)
 

受注者は、本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づく対象工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、両法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。
- 6 (再生資源(促進)計画書及び実施書)
 

1 受注者は、本工事の調査金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、概工計画書に添付して提出すること。

2 受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。

3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(CDRIS)により作成すること。

4 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存すること。
- 7 (再資源化等報告書)
 

受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1項に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用(促進)実施書とする。

  - (1) 再資源化等が完了した年月日
  - (2) 再資源化等をした建設の名称及び所在地
  - (3) 再資源化等に要した費用
- 8 (建設副産物の利用)
  - 1 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。
  - 2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。
  - 3 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第9条第1項に基づき下記(1)～(3)の対象工事について受注者は契約前に監督員と協議を行うこと。
    - (1) 解体工事 (2) 新築工事 (3) 建設以外のものに係る解体工事又は新築工事

## その他

- (建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い)
- 下記資材の再資源化を積極的に図ること。
- 1) 施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。
  - 2) 再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、委託先とすることが出来る。
  - 3) 産業廃棄物広域認定制度により指定を受けた資材については、建設現場に運搬する費用が、過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が強くないと認められる場合には、再資源化に努める。
  - 4) 新築時の木材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め、再資源化を図る。
  - 5) 解体材についても広域認定制度認定製造所等と協議し、再資源化に努める。
  - 6) 特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。

工 種	資材名	再生方法	備考
土工事	発生土	目、他工事で再利用	土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(受領書正本)
地盤工事	建設汚泥	再資源化施設	同上
鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等	
鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等	
A L Cパネル	A L Cパネル	広域認定制度	
押出成形セメント	押出成形セメント板	広域認定制度	
新工			
屋根及び土工事	塩化ビニル管	広域認定制度 塩化ビニル管 埋設手袋金	
内装工事	ロックウール グラスウール 石膏ボード	広域認定制度 広域認定制度 広域認定制度	
金属・器具工事	アルミ材	再資源回収業者等	
電気設備工事	銅線 鋼管 配管材料 機器・盛類 蛍光灯 小型二次電池	再資源回収業者等 再資源回収業者等 再資源回収業者等 再資源回収業者等 再資源回収業者等	
機械設備工事	塩化ビニル管 塩化ビニル管 鋼管など金鋼種 ダクトなど金鋼種 配管・ダクトなどの材料等	広域認定制度 埋設手袋金 再資源回収業者等 再資源回収業者等 再資源回収業者等	
	グラスウール・ロックウール	広域認定制度	

建築改修工事特記仕様書 追補 (その2)

Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for 既設基礎 (Existing Foundation), 基礎土留め (Foundation Retention), and 基礎掘削 (Foundation Excavation).

Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for 基礎掘削 (Foundation Excavation), 基礎土留め (Foundation Retention), and 基礎掘削 (Foundation Excavation).

Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for 基礎掘削 (Foundation Excavation), 基礎土留め (Foundation Retention), and 基礎掘削 (Foundation Excavation).

Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for 可とう性工ボシ鋼筋 (Reinforcing Bars), パネ工法土留め工法 (Panel Method Retention), and タイム部分管先土留め工法 (Time-Partial Retention).

Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for エゴシ工法 (Ego-shi Method), エゴシ工法 (Ego-shi Method), and エゴシ工法 (Ego-shi Method).

Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for エゴシ工法 (Ego-shi Method), エゴシ工法 (Ego-shi Method), and エゴシ工法 (Ego-shi Method).

Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method), 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method), and 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method).

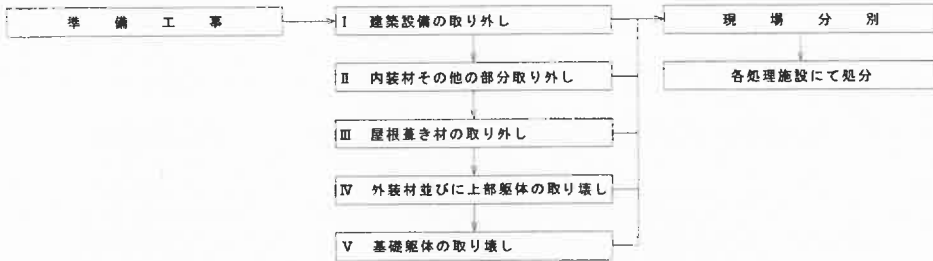
Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method), 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method), and 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method).

Table with 2 columns: 建築材料 (Building Material) and 性能及び品質規定 (Performance and Quality Requirements). Includes sections for 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method), 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method), and 鋼鉄骨格工法 (Steel Skeleton Method).





本体建物の解体手順



I 建築設備の取り外し

※ 蛍光灯内にPCBが含まれているか調査の上、監督員に協議の事

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法		処分方法				
		露出	埋込	備考	手壊し	手壊し 機械破砕	先行分別解体 部位	躯体と一体解体 部位	現場分別品目	再資源化 (2279-1)	再資源化 (2279-2)	再資源化 (2279-3)	産業廃棄物
レ	電気設備関係 配管 (ビニール系)	○			○	○		配管 電線・ケーブル					○
レ	機械設備関係 保温材 (GR)	○			○	○		ウレタン					○

II 内装材その他の部分取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法		処分方法				
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械破砕	先行分別解体 部位	躯体と一体解体 部位	現場分別品目	再資源化 (2279-1)	再資源化 (2279-2)	再資源化 (2279-3)	産業廃棄物
	床												
	巾木												
	壁												
	天井												
	その他の部分												

※1 モルタルについては、コンクリートと一体解体とし、処分方法は「再資源化（コンクリート）」として取り扱う。  
ただし、コンクリート敷に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて、処分方法を決定するものとする。  
※2 プラスターは先行分別解体とし、処分方法は「産業廃棄物（がれき類）」として取り扱う。

### III 屋根葺き材の取り外し

適用	解体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別解体 部位	躯体と一体解体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 鉄筋	再資源化 その他	再資源化 その他
レ	防水押え金物	○			○									

### IV 外装材並びに上部躯体の取り壊し

適用	解体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別解体 部位	躯体と一体解体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 鉄筋	再資源化 その他	再資源化 その他
レ	7&1手置	○			○			バケツ	アルミ					
レ	躯体上部コンクリート	○			○			PHあご	コンクリート・鉄筋	○				○

\* 躯体と一体解体し、コンクリート壁に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて解体、処分方法を決定するものとする。

### V 基礎躯体の取り壊し

適用	解体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別解体 部位	躯体と一体解体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 鉄筋	再資源化 その他	再資源化 その他
レ	土間コンクリート	○			○				コンクリート	○				○
レ	基礎コンクリート	○			○				コンクリート・鉄筋	○				○

### 外構の解体手順



### I 附属するもの及び基礎以外の取り壊し

適用	解体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法				処分方法				
			手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別解体 部位	躯体と一体解体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 鉄筋	再資源化 その他	再資源化 その他	
レ	置り廊下上屋	ボルト締め	○				○	折壊					
レ	石	固定	○	○			○	石					○

### II 基礎の取り壊し

適用	解体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法				処分方法				
			手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別解体 部位	躯体と一体解体 部位	現場分別品目	再資源化 コンクリート	再資源化 アスファルト	再資源化 鉄筋	再資源化 その他	再資源化 その他	
レ	塔基礎		○				○	コンクリート・鉄筋	○				
レ	コンクリート土間		○				○	コンクリート	○				
レ	アスファルト舗装		○				○	アスファルト		○			

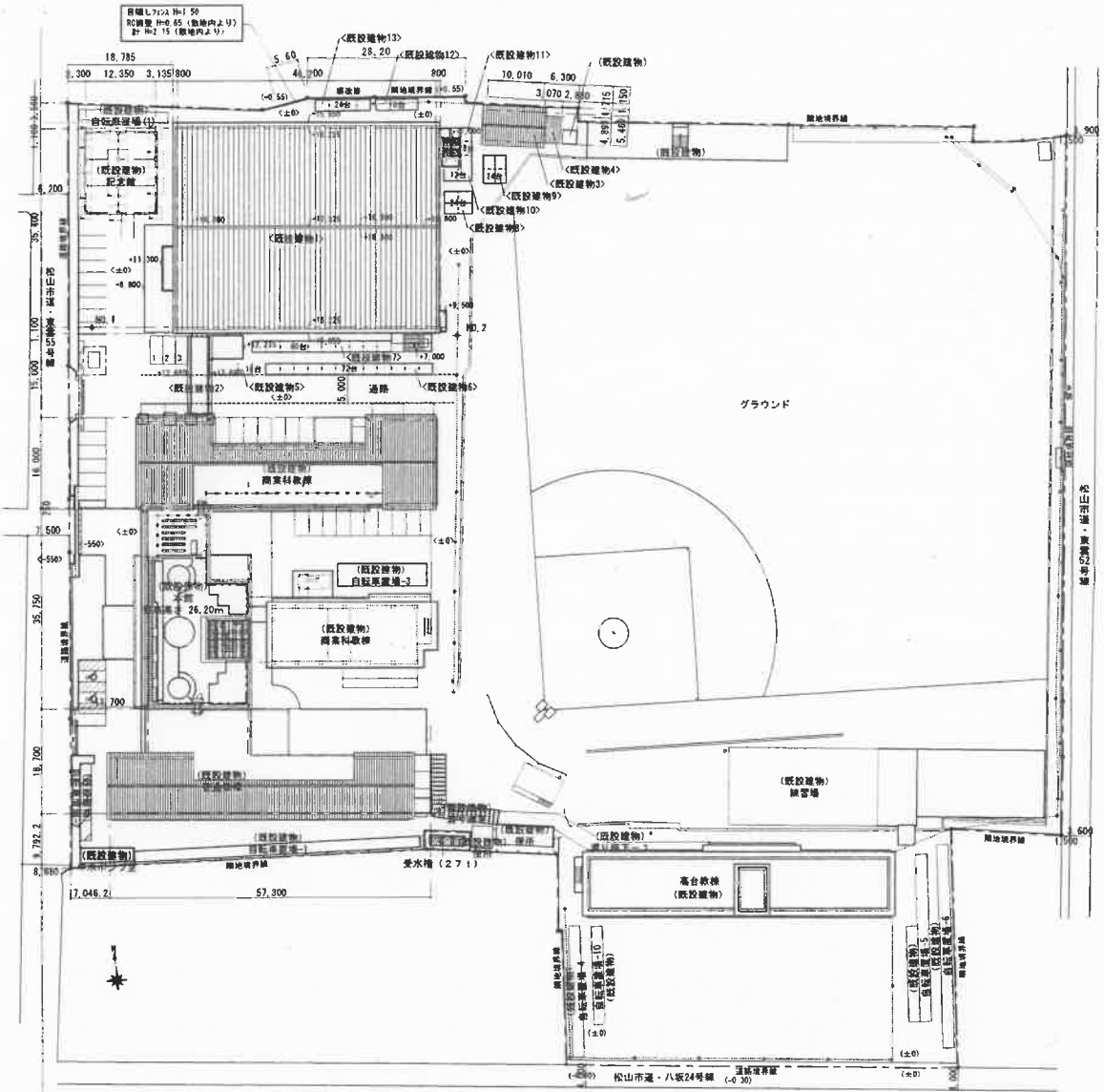


松山商業高校



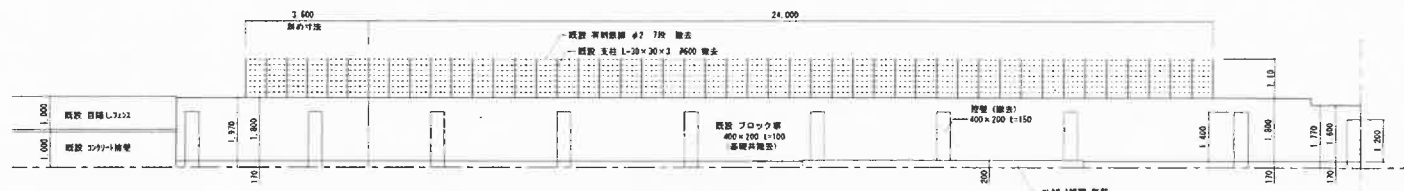
※この地図の作成に当たっては、国土庁院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000（地図画像）を使用した。（承認番号 平29情発第689号）  
 ※この地図は、国土庁院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平29情発 第805号）

附近見取図 NONE

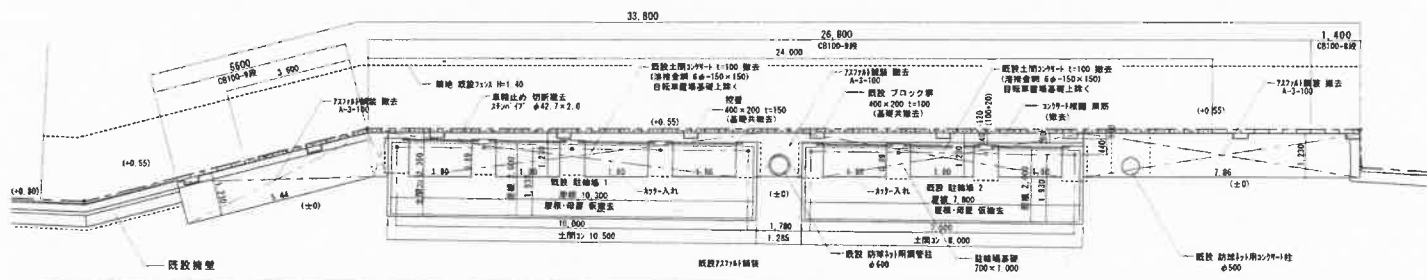


敷地内配置図

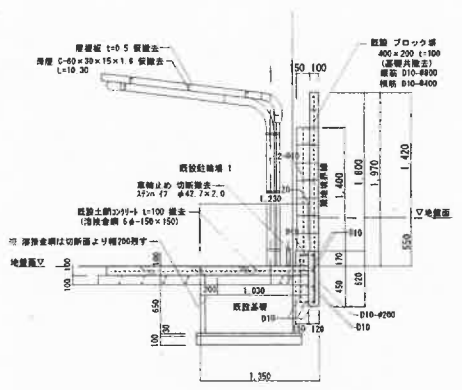
【 改修前 】



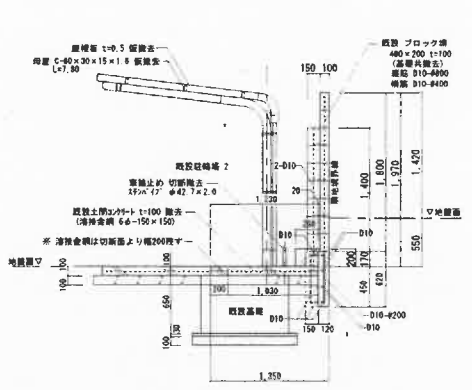
北 面 既設CB棟立面図



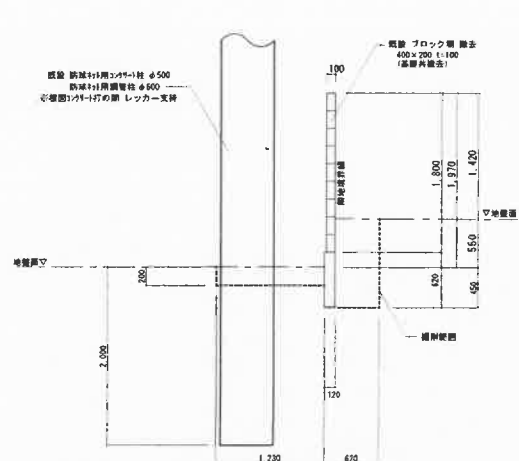
北 面 既設CB棟平面図



【 既設 駐輪場 1 CB棟 断面図 】

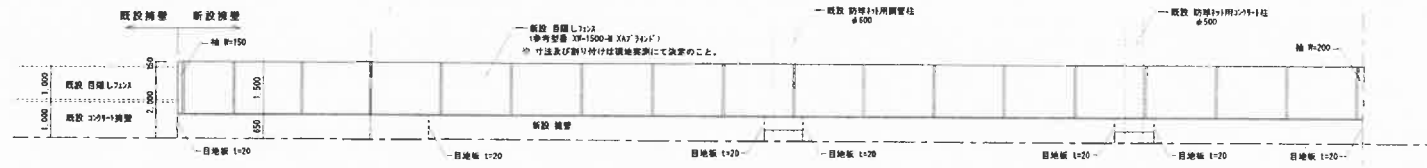


【 既設 駐輪場 2 CB棟 断面図 】

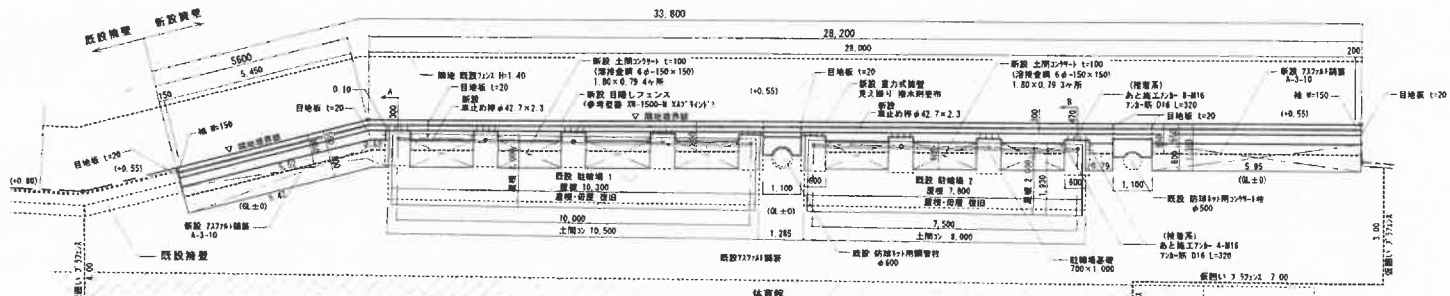


【 既設 コンクリート柱 (φ500, 600) 部分 断面図 】

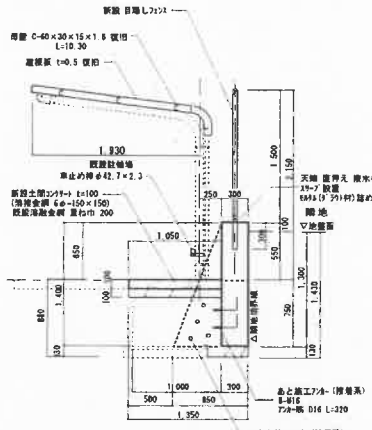
【改修後】



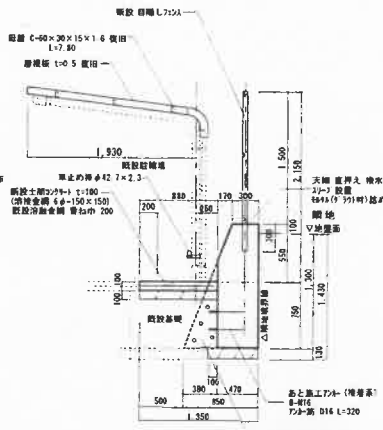
北面 新設構壁立面図 S-1/100



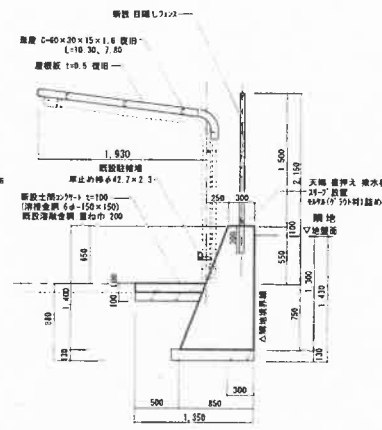
北面 新設構壁立面図



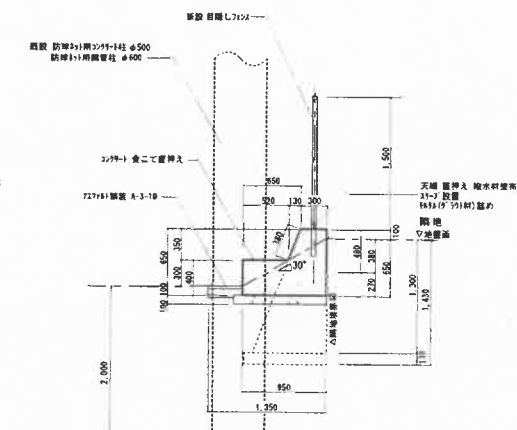
【A】



【B】



【一般】



【コンクリート柱部分】

北面 壁壁断面図

※ コンクリート打設し面 補棒の上 撥水剤塗布  
 使用材料 普通コンクリート 24N/m<sup>2</sup>×S、25N/m<sup>2</sup>×S